

令和9年度岐阜県立特別支援学校入学者選考
(令和8年度実施) 要項

岐阜県教育委員会

【令和8年6月26日】

令和9年度岐阜県立特別支援学校入学者選考（令和8年度実施）要項

岐阜県立岐阜聾学校幼稚部

1 入学定員

おって、岐阜県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）において決定する。

2 出願者の資格

出願者は、次のア及びイに該当する者であること。

ア 聴覚障がい者

イ 令和3年4月2日から令和6年4月1日までの間に生まれた者

3 出 願

(1) 入学願書の提出

出願者は、岐阜県立岐阜聾学校（以下「学校」という。）から入学願書の用紙の交付を受けて必要事項を記入し、出願前6か月以内に撮影した上半身の写真（縦4cm・横3cm）を所定の欄に貼付し、次に掲げる書類を添えて、出願の期間内に学校の校長（以下「校長」という。）に提出する。

この場合にあつて、出願者が現に幼稚園、保育所、こども園（以下「幼稚園等」という）に在園しているときは、当該園長を経由して提出するものとする。

ア 入学出願者調査票

イ 他の都道府県の区域に居住する者にあつては、6に定める承認書

ウ その他校長が定める書類

(2) 出願の期間

校長が定める期間

4 入学者の選考

校長は、出願者について教育相談や行動観察等を実施する。（実施の方法については、おって、学校において発表する。）

校長は、提出された書類及び上記の結果に基づいて、総合的に入学者の選考を行う。

この場合において、校長は、適正な人数の構成員から成る入学者選考委員会を設置するものとする。

5 入学可否の通知

校長は、入学の可否の決定結果を出願者に対し通知するものとする。

6 県外からの出願

他の都道府県の区域に居住する者が岐阜県立岐阜聾学校の幼稚部へ出願しようとするときは、あらかじめ「岐阜県立特別支援学校出願承認願」（別記第1号様式）を出願先学校の校長に提出し、その承認書（別記第2号様式）を入学願書に添えなければならない。

7 入学辞退の手續

(1) 入学を辞退する場合は、速やかに「入学辞退届」（別記第6号様式）を園長に提出する。

(2) 園長は、入学辞退届を学校の校長に提出する。この場合にあつて、出願者が在園していないときは、保護者が学校の校長に提出するものとする。

岐阜県立特別支援学校の高等部

1 入学定員

おって、県教育委員会において決定する。

2 出願者の資格

(1) 全日制の課程

出願者は、次のア及びイに該当する者であること。

ア 次に掲げる学校の種類に応じ、当該心身の状況にある者

(ア) 岐阜県立岐阜盲学校においては、視覚障がい者

(イ) 岐阜県立岐阜聾学校においては、聴覚障がい者

(ウ) 中濃特別支援学校、飛驒特別支援学校においては知的障がい者

(エ) 岐阜希望が丘特別支援学校においては、肢体不自由者

(オ) 関特別支援学校、飛驒特別支援学校高山日赤分校においては、肢体不自由者又は病弱者

(カ) 長良特別支援学校においては、病弱者

(キ) 郡上特別支援学校においては、知的障がい者又は肢体不自由者

(ク) 岐阜本巣特別支援学校、羽島特別支援学校、揖斐特別支援学校、大垣特別支援学校、海津特別支援学校、可茂特別支援学校、東濃特別支援学校、恵那特別支援学校、下呂特別支援学校、飛驒吉城特別支援学校においては、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者

イ 次のいずれか一に該当する者

(ア) 中学校若しくは義務教育学校若しくは特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和9年3月卒業見込みの者

(イ) 中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和9年3月修了見込みの者
(以下、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程を総称して「中学校」という。)

(ウ) 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者

(2) 専攻科

出願者は、次のア及びイに該当する者であること。

ア (1) のアの(ア)又は(イ)に該当する者であること。

イ 次のいずれかの一に該当する者

(ア) 高等学校若しくは特別支援学校の高等部(全日制の課程)を卒業した者又は令和9年3月卒業見込みの者

- (イ) 中等教育学校を卒業した者又は令和9年3月卒業見込みの者（以下、高等学校及び中等教育学校の後期課程を総称して「高等学校」という。）

3 出 願

(1) 入学願書等の提出

ア 出願者は、出願する特別支援学校（以下「出願先学校」という。）の入学願書に必要事項を記入し、出願前6か月以内に撮影した上半身の写真（縦4cm・横3cm）を所定の欄に貼付し、その他出願先学校の校長が定める書類を添えて在学（出身）学校の校長に提出する。なお、他の都道府県の区域に居住する者又は県外の学校に在学している者にあつては、8に定める承認書を入学願書に添付するものとする。

イ 在学（出身）学校の校長は、調査書を作成し、入学願書とともに出願の期間内に各出願先学校の校長に提出しなければならない。

調査書は、教育課程の実施状況により、別記第3号様式又は別記第4号様式を選択して使用するものとする。ただし、次の場合は調査書にかえ、卒業を証明するに足る書類とすることができる。

(ア) 全日制の課程出願者の内、令和2年度以前に中学校又は特別支援学校の中学部を卒業した者。

(イ) 専攻科に出願する者。

ウ 各学校の校長は、出願者に対し、その他入学者選考上必要と認められる書類の提出を求めることができる。

(2) 出願の期間

令和9年2月3日（水）から2月5日（金）までとする。受付は、毎日午前9時から午後4時までとする。

(3) 出願先学校の変更

ア 出願先学校を変更しようとする者は、1回に限り変更することができる。

イ 変更期間は、令和9年2月8日（月）の1日とし、受付は、午前9時から午後4時までとする。

ウ 出願先学校の変更手続きは、次のとおりとする。

(ア) 出願先学校を変更しようとする者は、在学（出身）学校の校長に申し出ること。

(イ) 在学（出身）学校の校長は、出願取下願（別記第5号様式）を出願先学校の校長へ提出し、出願先学校の変更を申し出た者の提出済みの入学願書、調査書等の書類の返付を出願先学校の校長に求めること。

(ウ) 在学（出身）学校の校長は、変更前の出願先学校の校長から返付された

入学願書、調査書等の書類を、変更後の出願先学校の入学願書、調査書等の書類に添付して、変更後の出願先学校の校長に提出すること。

4 検査等の実施

(1) 出願先学校の校長が必要と認めた検査等を実施する。

(検査等の実施の方法については、おって出願先学校において発表する。)

(2) 検査等の期日

令和9年2月10日(水)

5 入学者の選考方法

各学校の校長は、提出された書類及び実施した検査等の結果に基づいて、総合的に入学者の選考を行う。

この場合において、校長は適正な人数の構成員から成る入学者選考委員会を設置するものとする。

6 合格者の発表

各学校の校長は、令和9年2月18日(木)午前9時に、合格者の受検番号を校内に掲示する。また、在学(出身)学校の校長に合否の結果を通知する。

7 辞退の手続

入学を辞退する場合は、速やかに「入学辞退届」(別記第6号様式)を在学(出身)学校の校長に提出する。在学(出身)学校の校長は、入学辞退届を出願先学校の校長に提出する。

8 県外からの出願

他の都道府県の区域に居住する者又は県外の学校に在学している者が岐阜県立特別支援学校の高等部へ出願しようとするときは、あらかじめ「岐阜県立特別支援学校出願承認願」(別記第1号様式)を各出願先学校の校長に提出し、その承認書(別記第2号様式)を入学願書に添えなければならない。

この場合にあつて、出願期間以降の出願においては、検査等の実施方法及び期日について、教育委員会と協議の上、当該学校の校長が定める。

9 特別な事由による検査

出願者のうち、検査等の期日に受検できなかった場合は、令和9年3月26日(金)までに、検査を行うことができる。実施方法及び期日については、教育委

員会と協議の上、当該学校の校長が定める。

10 入学者選考に係る情報の提供

岐阜県立特別支援学校高等部全日制の課程の入学者選考の資料である調査書及び検査等の得点（学力検査を実施した場合の得点）については、受検者本人から本人の調査書又は学力検査得点の情報の提供の請求があった場合には、次により、即日情報の提供を行うこととする。

また、学力検査を実施した場合は、検査終了後その問題を掲示するなどして公開することとする。

(1) 調査書情報の提供

ア 請求ができる者は受検者とし、保護者等が立ち合うことができるものとする。

イ 請求者の確認は、受検票の提示を受けて行う。

ウ 請求場所は、請求者が受検した県立特別支援学校とする。

エ 請求ができる期間は、当該年度の入学者選考が終了した後の最初の4月1日から1年間とする。

オ 情報提供は、閲覧又は写しの交付により行う。ただし、当該写しの交付に要する費用は本人が負担するものとする。

(2) 学力検査得点情報の提供

ア 請求ができる者は受検者とし、保護者等が立ち合うことができるものとする。

イ 請求者の確認は、受検票の提示を受けて行う。

ウ 請求場所は、請求者が受検した県立特別支援学校とする。

エ 請求ができる期間は、合否発表の翌日から1か月間とする。

オ 情報提供は、学力検査の教科別得点とし、検査結果一覧表等を用いて即時に閲覧させることにより行う。提供の方法は閲覧のみとし、写しの交付は行わない。